

不利益処分基準（公表用）

様式第4号

所管部（局）・課 長寿社会課

法令名	社会福祉法	法令の番号	昭和26年法律第45号				
不利益処分の種類	公益事業及び収益事業の停止命令	根拠条項	第57条				
処 分 基 準	<p>公益事業又は収益事業を行う社会福祉法人に対して、当該事業の停止を命ずることができるのは、社会福祉法第57条に規定する場合のみである。</p> <p>1 当該社会福祉法人が定款で定められた事業以外の事業を行うこと。</p> <p>2 当該社会福祉法人が当該収益事業から生じた収益を当該社会福祉法人の行う社会福祉事業及び公益事業以外の目的に使用すること。</p> <p>3 当該公益事業又は収益事業の継続が当該社会福祉法人の行う社会福祉事業に支障があること。</p> <p>処分に当たっては、平成12年12月1日付け社援第2618号厚生省大臣官房障害保健福祉部長・社会・援護局長・老人保健福祉局長・児童家庭局長通知「社会福祉法人の認可について」に定める社会福祉法人審査基準及び平成12年12月1日付け社援企第35号厚生省大臣官房障害保健福祉部企画課長・社会・援護局企画課長・老人保健福祉局計画課長・児童家庭局企画課長通知「社会福祉法人の認可について」及び平成13年7月23日付け社援発第1274号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長・社会・援護局長・老健局長通知「社会福祉法人指導監査要綱の制定について」を判断の指針とする。</p>						
対応 区分	1 聴聞の実施 2 弁明の機会の付与	処 理 機 関	長寿社会課	交 付 機 関	長寿社会課	目次 NO	17